

一九世紀前半ベルリンにおける市民層と市の名誉職

北村 昌 史

はじめに

この二〇年ほど近代ドイツ史研究において市民層の再検討が中心的課題の一つであったことはここで改めて指摘するまでもあるまい。¹⁾これは、一九八〇年代に繰り広げられた「特有の道」論争の焦点の一つが「市民」の評価をめぐるものであったことをその背景とする。²⁾最近一〇年の動向に話を移せば、個別都市単位の都市市民層 *Sachbinger* の研究が盛り上がりを見せている。ここで都市市民という場合、手工業者や小商人など伝統的な都市の市民が念頭におかれている。都市市民へ関心を集中させる近年の傾向は、市民層を都市社会の具体的な状況のなかに位置づけることを意図したものであり、八〇年代以来の研究の必然的な帰

結といえる。L・ガルを中心としたフランクフルトのグループが西南ドイツの都市に焦点をあてて研究を進めているのをもっとも顕著な動きであろう。³⁾それにとどまらず、市民層研究ということではガルのグループに先行していた、コッカを中心とする社会構造史派のグループ⁴⁾にもノルテなど都市市民をとりあげる研究者がおり、また都市市民に関心を寄せるのはこうした大プロジェクトに関わる者ばかりではない。⁵⁾具体的な都市という場で市民を考える動きは、現在近代ドイツ史研究に極めて大きな裾野を有しているといえる。

本稿では近年の都市市民研究の動向を包括的に整理することは差し当たって断念し、ベルリンの都市行政の名誉職と市民との関係を論じた二つの研究の紹介を試みたい。べ

ルリンの市民層については、企業家の出自をあつかったケルブレの先駆的研究⁷⁾(一九七二年)以降研究成果が蓄積されておき、とくにベルリンの壁崩壊後の史料へのアクセスの改善を背景に矢継ぎ早に実証的研究成果が世に問われている⁹⁾。そうした研究のなかでもパールマンによる、一九世紀前半の市議会選挙や市議会議員についての網羅的研究(一九九七年)と、スカルパによるルイーゼン市区(ベルリン南東部)の救貧委員会の社会的機能を扱った研究(一九九五年)を本稿では検討したい¹⁰⁾。

この二つの研究をとりあげるのは、彼らの研究が、ガル・グループの研究やノルテの研究でもとりあげられる都市行政と市民という問題に焦点をあてつつ、次のような点でそうした研究とは異なる独自性を有しているからである。まず、ガルのグループの研究で都市行政への市民の関わりが扱われる場合、その検討対象は市議会議員に限定され、しかも一八三〇、五〇年、そして七〇年といった特定の年次の議員だけが分析の対象となる。それに対してスカルパの研究はより微細な地域レベルの行政機構を扱い、またパールマンの研究は一八〇九年から四九年までの市議会議員に関する網羅的研究である。次に、ガル・グループやノル

テの研究は、都市市民の全体史の構築を目指し、市議会や協会などの活動を検討する。その際に、都市市民の一体性が暗黙の前提として研究が進められている観がある。こうした議論には、ガルが世紀前半の初期自由主義の理想社会像とした「無階級市民社会」(すべての人が市民となることで作り出される均質な社会)の社会的背景を探るという関心がある¹¹⁾。それに対してベルリンに関する二つの研究は都市市民を巡る限定した領域をあつかい、それぞれの市民が具体的におかれた状況が鮮明に再現されている。その結果、一体的な都市市民というイメージから脱却する可能性がもたらされている。

スカルパの研究は一九世紀全体をあつかったものであるが、パールマンの研究は世紀前半を対象を絞ったものである。本稿では世紀前半に時期を限定していくが、第一章ではこの時期のベルリンの行政機構を整理したい。

一 都市条例による行政機構

一九世紀前半のベルリンの市政を規定していたのは、一八〇八年十一月一九日にプロイセン改革の一環として発令

された都市条例である。¹²⁾この都市条例によって市民が都市行政に関わる制度がベルリンに導入される。¹³⁾

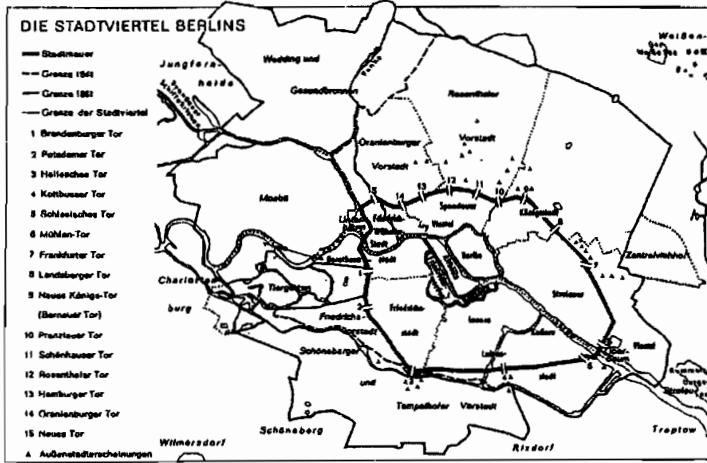
この都市条例では都市の住民は市民と居留民の二つに区分される。前者は土地所有と営業権を伴う市民権をもつ者であり、具体的には手工業の親方や小商人である。パールマンは、一八〇九年にベルリンの住民一四万六千人のうち六％強にあたる九二〇〇人が市民と推計している。¹⁴⁾居留民は市民権をもたない徒弟、職人、労働者などである。都市条例で規定されているこの二つの階層とは別に一九世紀前半には市民権免除者と呼ばれる社会層があった。これは、伝統的に国から特権を得て市民権の対象外となつた社会層であり、具体的には官僚や教養市民である。ただし、市民権免除者であっても、市民権獲得のための資格と意欲があれば、市民となることも可能であつた。

ベルリンの行政機構は、これら三つの社会層のうち市民のみの参加に基づいたものであり、市議会、市参事会、委員会、そして管区長からなる。こうした役職は、有給の参事会員をのぞけば、歳費を伴わず、名譽職である。

審議機関である市議会は、市民の選挙による市議會議員によって構成される。選挙ではベルリン市内に一〇二もう

けられた管区それぞれから一人ずつ市議會議員が選出される。執行機関である参事会には、歳費をうけとる参事会員と無給の参事会員が所属する。有給であると無給であるとを問わず、参事会員は二六歳以上の市民の中から市議会によって選出され、国家の監督官庁の承認が必要である。ベルリンでは上級市長以下一〇名の有給の参事会員と、一五名の無給の参事会員が選出された。市内の各管区の行政は管区長によって担われる。管区長に選出されるのは、管区に定住する家屋保有者であり、市議会が選び、市参事会が承認をあたえる。市が担うとくに重要な業務の処理は、市議會議員、参事会員および市民からなる委員会が担当する。一九世紀前半のベルリンでは宿営、救貧、教育に関する委員会が設置された。

このうち行論の必要から救貧制度については言及しておこう。従来プロイセン国家が担っていた救貧関連の業務は一八一九年からベルリン市の管轄下に移り、都市条例の規定に基づき新たな制度が整備される。救貧制度全体を統括する市救貧局の下に委員長のほか最低五人のメンバーからなる救貧委員会が地区単位で設置され、扶助の認可など実際の救貧行政を担当した。救貧委員会は二五年には市全体



ベルリンの市区の配置

Ingrid Thienel, *Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts*. Das Berliner Beispiel, Berlin/New York 1973, Abbildung 3.

で五六あった。

ベルリンには都市条例で定められた管区の他に市区という行政単位がある。中世以来の市の中心部に加え、その後都市発展に伴い計画的に建設された地域が、行政のために整備されたものが市区である。これが行政や統計の面で基本的単位の一つとなる（地図参照）。

都市条例による制度は、一八五〇年の自治体条例と一八五三年の都市条例によって三級選挙法など新しい原則が導入されるようになるまで存続する。この間、市民の市政への関心が高くなかったことは指摘されてきているとはいえず、実際に市の名誉職は空席になることはあまりなかったようである。問題とすべきは、どのような市民がどのように市政に関与していたのかであろう。章を改めて、一九世紀前半のベルリン市民の市政参加という問題が研究史上どのようにあつかわれてきたかを確認したい。

二 ベルリン市民の市政参加を巡る研究史

一九世紀前半のベルリンの市政に関する基礎的な研究は、一九〇八年に出版されたP・クラウスヴィッツの著作であ

る。これは、都市条例制定一〇〇周年を記念して、ベルリン市の文書館長であったクラウスヴィッツが、都市条例導入以前の時期から一八六〇年代頃までの市の行政機構を具体的に再現した研究である。この時期のベルリンの行政機構の発展については現在でも標準的著作といえる。¹⁷本書の与える情報が現在も有効性をもちえる理由として、クラウスヴィッツが市の文書館長として市政に関する一次史料に徹底的にあたった上で当時の市政の展開を叙述していることをまず指摘できよう。これに加え、当時のドイツ歴史学界の主流がとっていたようなモデルや理論を前提にした歴史叙述に対してクラウスヴィッツが意図的に距離を置き、当時の市政の状況を具体的に再現しようとしたことも、彼の研究の情報がつ有用性を高めている。¹⁸

この著作で描かれているのは、都市条例導入以前のほとんど無の状態から、市当局が様々な業務を自分のものにしていく過程である。救済行政、教育、上下水道やガスの整備、財政など市の行政業務にはじまり、警察の問題、市当局の政治活動、教会との関係、国家との関係ときわめて多岐にわたる対象について、行政機構としての市が発展していく過程が再現されている。

ただし、彼の研究では行政機構の発展という観点から前面にでていたため、市政に対してどのような市民がどのように関与していたかについては十分な検討が加えられていない。たとえば、市議会議員や市参事会員（無給）の職業構成も、四〇年にわたる都市条例の時代のうち、最初の選挙と四八年革命直前の時期だけを検討している。¹⁹それらのデータを見るとそれぞれの年度の市議会と市参事会について営業従事者中心という結論を導き出すことも可能である。とはいえ、この二つの年の間の市議会議員の構成の変化や革命による変動については不明なままにとどまる。これに加え、市民が市政に積極的に関与しなかったという指摘²⁰もあるものの、投票率の推移などの具体的データは欠ける。

こうした問題点はその後の研究でも克服されておらず、当時のベルリンの市議会や市参事会の構成が語られる場合、クラウスヴィッツの提示した二つの年のデータがそのまま利用されてしまう。²¹このような研究上の欠落が生じてしまう理由をあげると、第一に営業や土地所有に結び付くという市民権の規定から、市の名誉職の構成が営業従事者中心となることは容易に予想できるからである。第二に、自分の生業を営んでいる一般の市民が、無給の名誉職につく余

裕がなかったのも疑いなく、市民が市政に積極的に関与しなかったというイメージもほぼ否定しようがないからである。第三に、とくに第二次世界大戦後にベルリンが東西に分裂したため、史料が両方の文書館に分かれたり、未整理の状態にとどまったりで、このテーマについて体系的な研究が不可能であったことも指摘しておこう。

個別の市民や社会層の市政への関与については第二次世界大戦後から研究がはじまっている。²²⁾ そうした研究としてベルリン史家ケーバーによる歴代上級市長の伝記的研究と、市の第二の地位にいた市長に関するクッツュの伝記的研究をまずあげておこう。市議会議員として活躍した個人に焦点をあてる研究もいくつかみられる。その最初のものは、一八三九年に市議会議員に選出されたパン屋の親方H・E・コッホハンに関するケッティヒの論文(一九六三年)である。この論文では、父親を受け継いで市議会議員となり、後に市議会議長にもなったこの人物の伝記的事実が解明されている。この人物の研究がいち早く世に問われた背景には、一八六三年から七四年まで市議会議長を務めたという彼の経歴もさることながら、彼の書いた回想録が二〇世紀初頭に遺族の手で出版され、彼の眼から見た市議会や市政

の状況が鮮明に再現しえたからであろう。

以上のような伝記的研究は、個人の経歴や活動がある程度明らかにし、その点貴重な情報を提供してくれるのは疑いをいれない。ただし、こうした個別市民の伝記的研究から当時の市議会議員やベルリン市民に関してまとまったイメージを引き出すのは困難である。その点、特定の集団の市政関与をあつかった次の二つの研究は示唆的である。

まず都市条例のもとのプロイセン諸都市におけるユダヤ人の市政参加を扱った著作(一九六七年)においてS・ヴェンツェルは、ベルリンにも一章を割いている。²³⁾ それによると、ベルリンでは都市条例導入から一八三〇年代までユダヤ人で市議会議員や市参事会員として市政に関与した者は四人にすぎない。ヴェンツェルは、ユダヤ人が市政に関与しなかった理由として、ユダヤ人と一般のベルリン市民の間に関係が欠如していたことを指摘する。一八四〇年代になると、市当局に従来とは違う「若い世代」の市民が参加するようになり、それに伴い裕福で教養あるユダヤ人も市政に参加するようになった。三〇年代後半に商人D・A・ペンダが市議会議員に選出されたのを手はじめにとくに四〇年代半ばからユダヤ人が従来よりも市政に関与するよ

うになる。

次に、ケルブレは、ベルリンの企業家と市政の関わりを
あつかつた論文⁽²⁵⁾(一九七一年)において一八四〇年代を境
に企業家の名誉職への関係が変化し、その変化が市参事会
と市議会では対照的であつたという。

市参事会は、当初は名誉職として関与した営業従事者も
重要な役割を果たしたが、一八四〇年代になると純粹な職
業官吏による行政機関に変貌を遂げる。ナポレオン戦争時
に市が抱えこんだ借金の返済が一八三〇年代まで市の財政
にかなりに影響を与えていたが、その借金の返済には営業
従事者をもつ商人的知識が必要であつた。そのため営業従
事者からなる無給の参事会員と専門の官吏である有給の参
事会員の力は拮抗していた。ところが、一八四〇年代にな
ると、一方で借金問題が解決し、他方でガス業務や営業税
の徴収など専門の官吏を必要とする業務が増える。それで、
有給の参事会員が一五人に増員され、逆に名誉職の重要性
が低下するのである。

それに対して市議会については、一八三〇年代まで市議
会議員になることが避けられていたのが、四〇年代になる
と市議会の社会的名声が上がつたことを示す、評価の高い

人が参加するようになる。これが手はじめとなって企業家
が、積極的に市議会に関与するようになり、そうした傾向
が六〇年代に定着するという。

ヴェンツェルとケルブレの研究から、ユダヤ人と企業家
という二つの集団について、一八四〇年代が、市政に対す
る、それまでの消極的関与から積極的関与への転換点であ
つたことが導かれた。こうした結論がこの二つの集団以外
に有効であるかは研究史のこの段階でははっきりしたこと
がいないが、先に名前をあげたコッホハンの観察もこれ
に合致している。彼は、その回想録の中で選出当初に同僚
であつた市議会議員一九名の多くに辛辣な評価を加え、ま
た市議会の非能率的な審議のやり方に強い不満を覚える。⁽²⁶⁾
それに対して、四〇年代の半ばから年金生活者H・ルンゲ
の立候補をきっかけに市議会の中に「新鮮な血」が参入し
たことを指摘している。⁽²⁷⁾

以上でとりあげた研究はその対象をもっぱら市議会議員
や参事会員に限定し、ベルリンの市政を地域レベルで支え
る管区長や救貧委員会の構成員についてはほとんど明らか
にされていない。わずかに、スカルパの研究がルイーゼン
市区の救貧委員会を、川越敏が一八四四年の市全体の救貧

委員長と四八年の管区長の職業構成を検討しているにすぎない。スカルパの研究については第四章で検討を加えるが、川越修の分析は従来から明らかにされていた市議會議員や市参事会員の構成と対応したイメージを描き出している。²⁸⁾

本章で扱った研究でとりあげられた事例は個別的かつ散発的であり、情報としての重要性は否定できないものの、そうした情報がどのような文脈で位置づけられるのかわからない。そうした問題は現在でも完全に解決されたとは言いがたいのだが、本稿で検討することになる二つの研究が公にされ、状況は改善されつつある。以下、それぞれの研究に一章ずつ使い、その内容を検討していきたい。

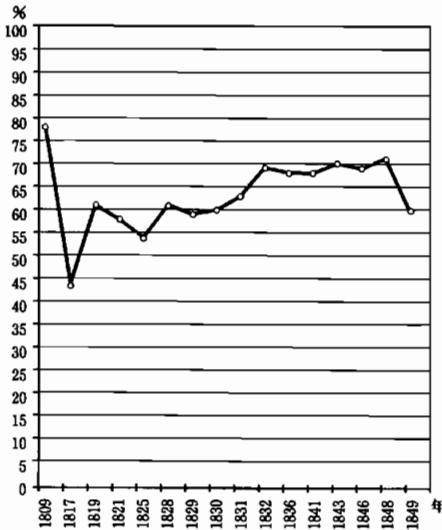
三 パールマンの市議會議員の研究

一九世紀前半の市議會議員選挙の実態や議員の職業構成について体系的分析を試みたのが、パールマンの研究²⁹⁾である。ドイツ統一に伴い旧東ドイツ地域に所蔵されていた史料が利用できることになったことで市議会について体系的な研究が可能となったのである。

本書は三部構成であり、第一部では都市条例の成立、内

容、およびベルリンへの導入がのべられている。ただし、本書のこの部分はほぼ従来の研究に依拠している。本書の本領は未公開の史料の博搜に基づき市議會議員と選挙の実態を明らかにした、第二部「選挙の実施」および第三部「市議会」である。本稿では市民の市政への関与という本稿のテーマに即して第二部の第四章「選挙結果と選挙行動」と第三部の内容を整理したい。

グラフ1 投票率



Pahlmann, a.a.O., S.124

第二部第四章では、投票率と再選率に関するデータが整理される。

まず市全体の投票率（グラフ1）から見ていくと、一八〇九年の最初の選挙では七九％であり、これは都市条例のもとでは最高の数字である。この選挙は全管区で選挙がおこなれた。その後の選挙は、二度目の総選挙となった四八年をのぞき、都市条例の規定に基づき三分の一の三四管区のみで選挙がおこなわれた。投票率は最初の選挙以降一旦減少し、一七年の四五％が一九世紀前半の最低である。その後、無断で選挙を欠席した者に一ターラーの罰金が課せられることになり、投票率は上昇に向かう。三〇年代以降投票率はほぼ六〇％以上を維持するようになり、四〇年代になると七〇％前後となる。パールマンはこうした状況の背景として社会全体の政治化があるという。四八年においては、三月の事件を背景として投票率は七二％と都市条例導入以来二番目の数字となる。翌四九年の選挙は、革命の失敗を背景に六一％まで投票率が低下する。

投票率が上がらなかった最大の理由は投票のやり方にある。まず、長い説教と歌唱を伴う礼拝にはじまり、名前のあげられた候補者一人一人に「*Ja*」の玉を投票し、そ

の玉を数え上げる面倒な選挙のやり方のため、九時に開始した選挙がしばしば一二時を過ぎるのであった。しかも、日曜日は安息日であったため選挙はおこなわれず、業務上の拘束のために選挙人の多くは平日の選挙に出席できなかった。また、市議会が公開でなかったため、一般の市民が市政に関心をもちようがなかったことも確かである。これに加え、市政の活動領域の狭さが、名誉職の魅力を失わせていたことも疑いない。

次に、市区単位の投票率に関しては一八二八年、二九年、そして三〇年についてのみまとまった史料を利用しえる（表一）。そのデータによると、中心部に位置する市区のほうが、外側に位置する市区よりも投票率は低めである。とくに中心部のアルト・ケルン市区ではこの時期市民のうちの四九・一％と半分しか投票に参加していない。外側に位置する市区ではこの時期投票率は六〇％以上であり、とくにシュトラウラウ市区では六八・九％とほぼ七割に到達している。

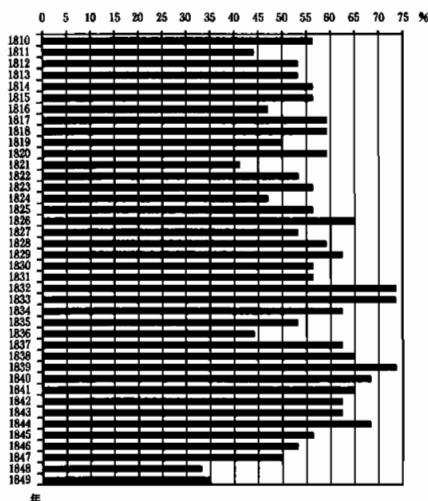
職業ごとの投票率については一八三一年の選挙人リストが利用されている。この史料からまず市民内の職業構成を確認しておく、この年の四五三六人の有権者のうち、四

表1 市区ごとの投票率（1828年、1829年、1830年のデータを集計したもの）

市区	有権者	投票者	棄権（連絡あり）	棄権（連絡無し）
ベルリン市区	2518	1490(59.2%)	913(36.3%)	115(4.5%)
アルト・ケルン市区	1054	518(49.1%)	433(41.1%)	109(9.8%)
フリートリヒスヴェルダ市区	663	365(55.1%)	238(35.9%)	60(9.0%)
ノイ・ケルン市区	552	348(63.0%)	184(33.3%)	20(3.6%)
フリートリヒ市区	3497	2080(59.5%)	1282(36.7%)	135(3.9%)
ドロテーン市区	720	464(64.4%)	203(28.2%)	53(7.4%)
ルイーゼン市区	1050	668(63.6%)	325(31.0%)	57(5.4%)
シュバンダウ市区	1681	1067(63.5%)	546(32.5%)	68(4.0%)
ケーニッヒ市区	1719	1163(67.7%)	521(30.3%)	35(2.0%)
シュトラウ市区	697	480(68.9%)	191(27.4%)	26(3.7%)

Pahlmann, a.a.O., S.132.

グラフ2 再選率



Pahlmann, a.a.O., S.149

一七九人と圧倒的多数が営業従事者であり、官吏（一三三人）や年金生活者（二三四人）といった非営業従事者はあくまでも少数である。職業集団ごとに投票率はかなり多様である。ある程度の人数がいる職業集団では、町百姓（八八%）、薬剤師（八七%）、菜園業者（七八%）の投票率が高く、他方医者（一七%）、家畜・馬商人（二七%）、官吏（三三%）、白なめし親方（三三%）、大工（三八%）の投票率は低い。

表2 市議会の職業構成

年	手工業者	商人	工場主	薬剤師	農業	非営業従事者
1809	33	38	9	4	5	13
1812	31	45	8	6	3	9
1815	28	42	13	5	4	10
1818	29	44	16	1	4	8
1821	36	36	16	1	5	8
1824	35	36	12	2	5	12
1827	41	31	12	4	4	10
1830	37	38	11	7	2	7
1833	34	39	12	6	2	9
1836	30	44	12	4	3	9
1839	31	43	12	7	1	8
1842	33	43	8	7	2	8
1845	35	40	10	6		11
1848	25	37	16	4		20
計	458	556	167	64	40	142

Pahlmann, a.a.O., S.152.

再選率のほうに話を移すと、現職議員の再選が各年の選挙の半数以上を占める（グラフ2）。都市条例が効力をもっていた時期に選挙の対象となった約一五〇〇の議席に七四一人が選出され、単純に頭割りの計算をおこなうと一人の議員が平均して一回は再選されたことになる。再選率が五〇％を割るのは、先にのべた一八四八年をのぞくと、六回だけである。三〇年代は全体的に再選率が高い。再選が多いために市議会に強い連続性が見られるようになり、古株の市議からなる集団が成立していた。こうした状況は四八年および四九年の選挙で再選率が三〇％まで落ち込むことで決定的転換を見せる。

第三部「市議会」では、パールマンが整理した市議会議員に関するデータをもとに一九世紀前半ベルリンの市議会の性格が明らかにされる（表二）。

第一章「営業に従事する市議会議員」では、市議会議員の多数を形成する営業従事者があつかわれる。営業従事者の中でも多くを占めるのは商人と手工業者である。このうち手工業者の人数は二五人から四一人の間を変動し、のべ四五八人が議席をえている。商人は三一人から四五人の間を上下し、のべ五五六人が議席を獲得している。商人の圧

倒的多数は、小売りに従事する商人、両替商、そして交通・旅館業である。商人の中には出版社・本屋が全部で一四一人いるが、その多くは三〇年代・四〇年代に市議會議員に選出されている。彼らは三月革命の日々に政治的に重要な役割を果たすのである。市議會議員の第三の集団は織物業と金屬加工業を中心とする工場主である。人数的には八から一六人の間を変動し、のべ一六七議席と手工業者や商人に比べると人数的にかなり劣る。薬剤師は市議會の中では七人以上になることはなく、それほど大きい集団とはいえない。この集団の重要性は、病氣の時の薬の売買を介して選挙人との間に日常的に接触があったことにある。また、選出された薬剤師市議は、ほとんど全員がその職業・身分組織の委員会で活動していたという。最後に、農業を営む菜園業者と町百姓はベルリンの発展に伴い市議會から消えていってしまう。

第二章「非営業市議會議員」においては営業従事者以外の市議會議員について分析されている。この集団は市議會の中でも常に小規模であり、八八人の市民が全部で一四二の議席を確保しているにすぎない。各年の人数はほぼ七から一三の間を変動し、一八四八年の二〇人は例外的事態で

ある。彼らの中では年金生活者が三八人と多数を占める。官僚は全部で一七人市議會議員になっており、貴族の割合が高かったという。軍人が九人、医者六人、教師六人、芸術家が六人いるほか、大学教授の六人が注目を引く。大学教授の最初の例は三三年から死亡する三八年まで市議會議員を務めたクレンツェである。ただ彼の例は例外的事象にとどまり、市議會議員の中で大学教授が一つの集団をなすようになるのは四八年の総選挙で五人が選出されるまでまたなければならなかった。彼らは、革命という状況のもと政治活動で傑出した。

第一章と第二章で整理した以上のデータからパールマンは市議會議員の社会構成について次のように結論づける。まず、七〇〇人を越える市議會議員は全体として多様な中間層からリクルートされた。裕福な中小商人および手工業者が、四十年にわたりベルリンの市政の主要な担い手であった。こうした職種に比べると工場主や大商人は比較的少ない。非営業従事者の割合は低い。下層の者や窮乏化した営業従事者はいない。こうしてみると経済的成功を収め、管区において高い知名度を誇る者を市民は市議に選出したのである。選出された市議の中には教会や職業団体の名

誉職をひきうけた者や解放戦争で傑出した活躍をし勲章を授けられた者がおり、また市議会議員になることが家族の伝統になっている例もある。こうした要因も選挙の際に大きな役割を果たしたのであろう。当初の二〇年間は市議会には自由主義思想は定着せず、四〇年代になって自由主義市民の中で市議会に自治体政治への入り口を見て取る人が増えてくる。

第三章と第四章ではユグノーとユダヤ人という宗教的に特殊な集団と市議会の関わりを検討している。第三章では、最初の選挙による一六人をはじめ、ユグノーが市議会議員に継続的に選出されたことからこの集団がベルリンの市民共同体に溶け込んでいたと推測している。ユダヤ人市議会議員の少なさを指摘するのが第四章である。ヴェンツェルの成果が、市議会議員を対象を絞って、情報がより正確になって確認される。市議会議員にしめるユダヤ人の割合が低い理由として、市民全体におけるユダヤ人の割合の低さ（一八〇九年には二七七人）、ユダヤ人の解放に対する敵対的態度、そして一般の市民との日常的な接触の少なさがあげられる。こうした状況が一八四〇年代に変わり、四八年の総選挙では四人のユダヤ人が市議会議員に選出されてい

る。選出されたユダヤ人市議会議員で特徴的なのは、全部で二人選出されたうち八人がケルン市区とベルリン市区から選出されたことであろう。この地域にユダヤ人の施設が集中し、ユダヤ人が好んで定住したからである。

以上、パールマンの研究の意義⁵¹は、当時の市議会議員の構成などについて信頼できる情報が明らかにされたことに求められよう。営業従事者中心の市議会という本書の大きな主張については従来からも指摘されてきたことである。ただ、市議会議員それぞれの情報の網羅的な収集により、より具体的な市議会議員のイメージをつかむことが可能となった。本書の価値をさらに高めているのは、補遺として収録されている、選出された七〇〇人以上の市議会議員それぞれについての、選出管区、職業、住所、および所有者と賃借人の別に関するデータである。

こうして市議会議員の構成について網羅的な実証がおこなわれれば、市参事会員、管区長、救貧委員についても同様な研究が望まれるが、筆者の知る限りではそうした研究は未だなされておらず、今後も取り組んでいくべき課題であろう。ただ、スカルパの研究は、ルイーゼン市区に限定されているが、救貧委員会の構成や機能に分析を加えてい

る。章を改めてこのスカルパの研究に検討を加えていこう。

四 スカルパによるルイーゼン市区の救貧委員会研究

このイタリア人の手になる研究は、一九世紀初頭から末にいたる社会的結合関係の変化を、ベルリン南東部のルイーゼン市区という極めて限定された地域に焦点をあてて解明したミクロヒストリーである。一九世紀初頭の人口一万三千が世紀末には三〇万に膨れ上がったこの市区で、世紀初頭の見通すことのできた社会空間が世紀末には見通せないそれへと変貌し、それによって世紀初頭では説得力をもっていた共同精神 *Gemeinsinn* が虚構に変わった様が語られている。具体的には救貧委員会の社会的機能を中心に、協会の活動、国王や政府のこの地域への対応などを絡めてルイーゼン市区の変貌が叙述されている。一九世紀にルイーゼン市区と呼ばれた地域は、現在の行政区画でいえば、クロイツベルク（旧西ベルリン）とミッテ（旧東ベルリン）にまたがっており、この研究もまたベルリンの壁崩壊がその背景にある。

本書のうち一九世紀前半の救貧委員会を巡る社会的結合関係が描かれているのは三章までである。そこで第一章から第三章までの内容を整理していきたい。

第一章「名士の地域的権力 一八二三年〜一八四四年」では、救貧委員会に焦点が当てられる。救貧業務を実際に地域単位に処理するのが、委員長と約五名の委員からなる救貧委員会である。委員は地区の市民から旧メンバーの推薦などによって選出され、委員長はその地区に住む国家官僚がなる。

一般に救貧委員会の業務は以下の通りであった。重要な業務は市救貧局から月単位でくる財源によって様々な業務を処理することである。貧しい家族に扶助金だけではなく、無料の眼鏡、無料通学、そして木靴と衣服の提供をおこなう。また、孤児を扶助金付きで管内の家族に寄宿させることがあった。基本的な方針は市救貧局が決め、回状や月報で周知させるものの、個々の救貧委員会は、扶助の処理とその決定権限においてかなり自由であった。委員長は朝六時から七時に要救済者の状態を調査し、週一回は委員会全員の会議を招集し、そして月一回は市救貧局と会議をおこなう。

表3 1823年のルイーゼン市区救貧委員会の職業構成

菜園業者	5	店舗所有者	6
金属手工業者	6	亜麻布商人	1
石鹼工場主	3	木材商人	1
服飾雑貨製造業	1	石灰倉庫所有者	1
楽器製造業	1	国家官僚	10
靴屋親方	1		
鞍製造親方	1		
皮工場主	4		
エナメル皮工場所有者	1		
左官親方	2		
パン屋の親方	5		
穀粉商人	1		
肉屋	1		

Scarpa, *a.a.O.*, S.38.

ルイーゼン市区では一八二三年に七つの救貧委員会が設けられた。設立当初のルイーゼン市区の救貧委員会における職業構成をスカルバが整理したものが表三である。圧倒的多数は手工業親方、小商人、そして零細な工場所有者であり、前章で紹介した市議会議員の職業構成とその基本的特徴は同じである。国家官僚が一〇人と最大の職業集団であるのは、先にふれたように、委員長に就くのが国家官僚と定められていたからである。また、具体的な数字をあげていないが、スカルバはルイーゼン市区の救貧委員会の職業構成について一九世紀を通じてグラフを作成している。³³⁾

一九世紀前半については二三年の他に四二年のグラフが作成されており、四二年でも手工業者や商人を中心に構成されているが、工業家の割合が増大している。こうした社会構成の救貧委員から救貧委員長や管区長を経て市議会議員に至る名譽職のキャリアをスカルバは想定している。

救貧委員会や市政の様々な名譽職に積極的に関与する名士の家系も存在した。そうした例としてスカルバは、コッホハン家、ラディッケ家、そしてカンプフマイヤー家の三つをあげる。

コッホハン家は同じ管区において親子で救貧委員と市議

會議員を務めた。父親のほうは一八二〇年代から三十七年にかけて、その息子は救貧委員長を経て三九年から市議會議員になっている。

ラディツケ家は、一八世紀中葉にルイーゼン市区に定住してきた家系で、醸造業をその生業とする。一八一六年に、業務を継承した形でアウグストが醸造業を、その弟カルル・ゴットフリートが蒸留酒製造業をはじめ、いとこのヨハン・ゴットフリートと、カルル・ゴットフリートの息子が蒸留とリカー生産に従事した。このうちカルルが一八二三年から死亡する三四年まで市議會議員になり、三六年からはヨハン・ゴットフリートの息子の左官親方ヨハン・フリートリヒが市議會議員となっている。カルル、その息子たち、そしてヨハン・フリートリヒも救貧委員や管区長となっている。ラディツケ家の妻たちも託児所の役員を務め、一族をあげて救貧関連の業務に従事している。

皮なめし業に従事するカンブフマイヤー家も、救貧委員会や福祉事業に積極的に関与している。救貧委員会に積極的に関与したのは、マルティン・マティアス（一七九三年―一八六八年）からである。彼は救貧委員会に関与しつつ、後にのべるルイーゼン市区慈善協会の設立メンバーにもな

っている。マルティンの息子と孫はほぼ全員が救貧委員会で活動し、親戚にも救貧委員が数名いる。

こうしたルイーゼン市区の市民が地域に作った団体が第二章「ルイーゼン市区慈善協会」でとりあげられる。この団体は、一八二五年三月三一日に、ルイーゼン市区の救貧委員長が、数多くの名望ある市民とともに設立したものである。設立者の世代は、実際は相反する利害を伴う多様な集団であったが、特定の利害によらない「公共心」を前面に出していた。三〇年代になり新たな参加者が増えるようになり、三〇年代末になると協会内部で敬虔主義陣営と自由主義陣営への分裂がみられるようになった。この協会に関与した人々の共通点は、社会問題の解決を救貧委員会だけではなく、より大きな組織によって果たそうという意図であり、これは新たに設置された救貧委員会における一年以上の経験からきた発想なのであろう。この協会の主な活動分野は、工場労働に従事する子供の日曜学校の開設、および託児施設の設置であった。五六年に日曜学校が全て自治体の管轄下におかれるようになると、協会の目標が自治体を受け継がれたとして五七年四月には協会は解散する。

一八四四年頃から見られた政治問題の活性化とルイーゼ

ン市区の名士の関わりを第三章「一八四四年 自由主義の出現」があつかっている。そこでは、当時ベルリンを舞台に活動していた様々な協会をとりあげ、それらに参与したルイーゼン市区の市民の経歴や活動を通じてこの市区とベルリン全体をも包括する協会活動の関係を叙述しようとする。そうした協会の具体例としてとりあげられるのが、光の友、市民協会、手工業者協会、労働諸階級福祉中央協会、そしてベルリン労働諸階級福祉地方協会である。こうした協会を介した活動の背景として、一八三〇年代以降新世代がルイーゼン市区の救貧委員会の名譽職に就くようになり、彼らは前の世代とちがい特定の利害を背景とした政治的見通しをもつようになったことがある。

光の友は、信仰の自由と個人の権利の擁護、および政府の後見政策への反対を掲げた組織であり、ベルリン市民にみられた宗教的合理主義の帰結である。市民協会は、一八四五年に設立された政治を議論するための団体であり、メンバーやゲストによる様々なテーマの講演が行われる。後に四八年革命で活動する人々も参加するが、講演は禁止され、集会は社交の場になる。ルイーゼン市区のレストランで設立集会が開かれ、また指導的立場にあったのはルイー

ゼン市区の市民ハインリヒ・ルンゲである。手工業者協会は、労働者の精神、倫理、社交、営業、公民的生活の発展を目標とするが、「革命家の養成所」とみなされていた。一八四四年設立の労働諸階級福祉中央協会は、当時のプロイセンの「社会改革者の結集点」である。ベルリン労働諸階級福祉地方協会は、その中央協会のベルリンにおける下部組織の側面もあるが、市民協会の流れを汲む組織でもある。こうした団体に関与したルイーゼン市区市民として、

光の友には息子のほうのコツホハン、市民協会にはルンゲ、労働諸階級福祉中央協会には三人の企業家、ゴルトシュミット、ダンネンベルガー、そしてシュテファンがとりあげられている。

以上整理した本書のこの部分の意義を本稿の関心からいべれば次ようになるだろう。

第一に、具体的な地域レベルの救貧委員会の機能やそのメンバー構成が明らかにされたことは、従来ベルリン市政の末端の状況がほとんど明らかにされてこなかったことを考えると研究史上大きな進歩である。職業構成の分析結果は都市行政のこのレベルでも手工業親方や小商人といった伝統的な都市市民層が主な担い手であることを明らかにし

ている。一八三〇年代に新世代が救貧委員会に関与するようになったことが示唆されているのも、この委員会の社会的機能の変化を知る上では重要な点であろう。これに加え、市の名誉職に積極的に関与する名士家族ともいべき存在を析出したことは、当時の地域レベルではこうした名士家族を介した緊密な人間関係が存在していたことを想起させてくれる。

第二に、都市条例によって制度的に作られた機構を補充する形で、ルイーゼン市区慈善協会という私的な団体が設立されたことを明らかにしたことは、救貧委員会が都市行政の閉じた世界の中だけで機能したわけではないことを示唆している。救貧委員会の設置がきっかけになって、より多くの人が関与できる機構が設けられ、救貧委員会の権限の及ばない、地域の特性に合わせた独自の活動領域で活動したのである。

第三に、一八四〇年代半ばにベルリンで盛んになった様々な協会の活動とルイーゼン市区の市民の間の関係を示唆したことは、この地域の動向とベルリン全体の変化が密接な関係をもっていたことを想起させてくれる。とくに市民協会と地方協会について、創設者がルイーゼン市区の市民で

あることなど、この地域を背景とした組織であることが指摘されたことは、従来この時代の協会についてその地域的特性について十分考慮されてこなかったことを考えると大きな貢献である。

ただ、スカルバの研究は、史料的に制約の多いミクロなレベルを対象を設定したためか、議論が必ずしも説得的ではない。ここではそうした問題点を検討しつつ、今後の研究の方向を探る手がかりとしたい。

そうした問題点としてまず指摘しておきたいのは、救貧委員会や慈善協会を通じて形成された社会的結合関係についてである。スカルバの著書の基本的テーゼを改めて確認しておく、ルイーゼン市区において一九世紀の人口増加に伴い近隣関係に基づく共同精神が説得力を失い、虚構に変わったとする点である。そのためには、第一章と第二章において一九世紀前半のルイーゼン市区における人間関係のあり様がより具体的に分析される必要があったように思われるのだが、史料的な問題もあり、本書では十分考察されているとは言い難い。それは、救貧扶助や慈善活動を通じて名士と貧者の間の垂直的な人間関係についてそのような不満を感じるだけでない。そうした組織を媒介の一つと

して育まれる名士同士の水平的な人間関係についても本書からは十分よみとることはできない。たとえば、市の名譽職に積極的に関与する名士家族を析出することに成功しているが、それぞれの名士家族がどのような関係にあるかとか、そうした名士家族が他の市民とどのような関係にあるかとかと、そういった点については議論がいたっていない。

スカルパの研究が孕む第二の問題点としては、救貧委員会の構成員についての検討が導入当初と四三年の二年分の職業構成の分析と、三〇年代から新世代の人物が関与するようになったという指摘に限定されている点である。この二年のデータや人物がどの程度一般性をもつのかとかいった問題はスカルパの研究では処理されていない。そのため、四二年に工業家が増大したのが当時の一般的趨勢なのか、それともその年だけの特殊な事態なのかとか、新世代の人物の救貧委員会に占める位置がどのようなものであるのかとかいった問題は不明確なままにとどまる。

第三に、第三章において、個別的な市民が協会に関わっていく様が描かれていても、その人物がその協会に関わったルイーゼン市区の市民の代表的例であるかとか、それぞれの協会で占める位置であるかとかが十分検討されていない

ため、ルイーゼン市区の市民とそれぞれの協会の関係が結局明らかになされていないように思われる。労働諸階級福祉中央協会についていえば、ルンゲなどルイーゼン市区住民で積極的に関与した人物は他にもおり、スカルパがあげた三人が具体例としてふさわしいかどうかは疑わしい。この団体は、官僚と工場主・商人を中心としたものであり、営業従事者中心の救貧委員会とは性格が異なるものなのだが、そうした点は十分意識されていない。

以上スカルパの研究の問題点を指摘したが、これらの問題は今後の研究者によって克服していかなければならない課題であるとうけとめておきたい。

おわりに

一九世紀前半ベルリン市民の市政参加というテーマの、現時点での到達点と今後の課題を整理して本稿の締め括りとした。

到達点としては次の三点をあげておきたい。

第一に、当時のベルリンの都市行政に関与した市民は、手工業者や小商人などの伝統的な都市の市民である。パー

ルマンによって市議會議員については網羅的に確認され、またスカルパの研究によって従来考察が及んでいなかった地域レベルの行政機構でも状況は同じことが明らかにされた。営業従事者中心のベルリン市の名誉職というイメージはほぼ揺るぎのないものとなったといえる。

第二に、一八四〇年代にベルリン市政の名誉職の社会構成が変化したことも疑いなくある。この時期に、大学教授、出版業・本屋、ユダヤ人といった人々が市議會議員に選出されるようになっていく。また、救貧委員会で変化が生じていたことをスカルパは示唆している。ただし、この点については次の二点で留保を付ける必要がある。まず、決定的な変化は四八年の選挙で再選率が下がってから生じたものである。次に、その四八年の選挙においても、非営業従事者は二〇人と例外的に大きいものの、残りの八二人と圧倒的多数は営業従事者であり、伝統的な都市市民中心の市議会という性格は基本的に揺らいでいない。

第三に、救貧委員会を補完する形で組織が作られたり、名誉職に積極的に関与した市民がさまざまな団体に関与したりしており、都市条令による機構が制度内の閉じた世界だけで機能していたわけではない。市の名誉職を評価する

場合も、多かれ少なかれ様々な組織との関連の中でおこなう必要があるのである。

こうしてみると、救貧委員会や市議會議員への選出や活動を通じて、ガル・グループが暗黙の前提とするような都市市民の一体性がベルリンにも想定できるように見える。とはいえ、本稿でのべてきたことから当時のベルリン市民の多様性や重層性をうかがうことができ、そうした理解が一面的なものであることは強調したい。

まずあげるべきは、ベルリン市内の市区単位の地域性である。スカルパの研究は、ルイーゼン市区という地域からみた歴史叙述の試みである。また、パールマンの研究でも市区ごとの投票率の違いや、ユダヤ人が選出されたのが特定の市区に集中していることなど、それぞれの市区が特徴をもっていることが示唆されている。歴史的背景や一九世紀社会のなかで果たした役割の相違に応じてそれぞれの市区に住む市民の性質も違ってくることは十分想定できるであろう。

次に指摘しておきたいのは世代差の問題である。市の名誉職をひきうける家系の存在は、親子や親族間の名誉職の円滑な継承だけではなく、名誉職についての世代間の価値

観の相違をも想起させる。また、都市条令が効力をもって
いた四〇年という歳月は、市民による市政参加がものご
ろのついた時から自明であった世代の名誉職への参入を想
定するのに十分な期間であろう。

個々のベルリン市民が、当時存在した多様な協会、職業
団体、そして市の名誉職のなかからどのような組織を選択
して参加していったかを検討することが、都市市民の多様
性や重層性を考える手がかりとなることを最後に指摘した
い。市の名誉職を中心に、各種組織の構成員の重なり具合
を確認することによってベルリン市民層内部の相互のつな
がりや断絶の一端が明らかになることが見込まれる。この
点、パールマンの研究が、市議会議員全員についての職業
や住所などの基礎的データを収録していることは、研究を
進めていく上での確かな基盤をあたえてくれる。

以上の点を念頭においてベルリン市民について研究を進
めていくことになるが、市民の市政参加というテーマに関
していえば、二つの課題に取り組んでいくつもりである。

第一の課題は、パールマンの市議会議員のデータに加え、
管区長や救貧委員のデータを整理検討し、それらのデータ
をふまえて各種協会や職業団体と、市の名誉職の関係を分

析していくことである。ただ、この調査を網羅的におこな
うのはかなり困難である。救貧委員会の構成のわかる史料
には欠落が多く、また制度外の各種組織についてもメンバ
ーが詳細にわかるものは少ないからである。これに加え、
全市で三〇〇名前後が任命された救貧委員のデータを整理
するには膨大な手間が予想される。研究を進めていく上で
指針となる作業仮説は必要と思われる。

そのために、第二の課題として、本稿でも紹介した市議
会議員の構成の変化に関するコッホハンの観察を再検討し
たい。コッホハンの叙述は、四八年革命を頂点とする市の
名誉職の変化を市議会議員という立場から経験した人物に
よる貴重な観察であるが、この問題を扱う研究者は彼の記
述を無批判に受け入れている観がある。彼があげる人物た
ちの市の行政機構内外の経歴を検討することによって、彼
の観察を具体的な社会的脈絡のなかに位置付け、四〇年代
の市の名誉職の変化を再評価したい。その作業を通じて、
第一の課題を進めていくための作業仮説を獲得することは
十分期待できると思われる。

註

- (1) 市民層研究の動向については拙稿「市民層・住宅問題・資格社会——一九世紀ドイツの市民社会」、『新潟大学教育人間科学部紀要』三二一、二〇〇〇年参照。
- (2) 論争についてはデーヴィッド・ブリックホーン、ジェフ・イリー『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス』(窪田幸男訳) 晃洋書房、一九八三年および松本彰『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法『歴史学研究』五四三、一九八五年参照。
- (3) グループによる論集として、Lothar Gall(Hg.), *Stadt und Bürgerturn im 19. Jahrhundert*, München 1990; ders.(Hg.), *Vom alten zum neuen Bürgerturn. Die mitteleuropäische Stadt im Umbruch*, München 1991; ders.(Hg.), *Stadt und Bürgerturn im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft*, München 1993 があり、メンバーによる個別都市の都市市民のモノグラフとしては、ジョンソン、ウィースバーデン、ケルン、ミュンスター、ドルトムント、フランクフルト・アム・マイン、アウクスブルクなどに関する著作がある。
- (4) このグループの成果の代表的なものとして Jürgen Kocka(Hg.), *Bürgerturn im 19. Jahrhundert*, 3 Bd., Göttingen 1995 をあげたい。
- (5) Paul Nolte, *Gemeindebürgerturn und Liberalismus in Baden 1800-1850. Tradition-Radikalismus-Republik*, Göttingen 1995.
- (6) 英米系の研究者として Jan Palmowski, *Urban Liberalism in Imperial Germany. Frankfurt am Main, 1866-1914*, Oxford 1999 をあげたい。
- (7) Hartmut Kaelble, *Berliner Unternehmer während der frühen Industrialisierung. Herkunft, sozialer Status und politischer Einfluss*, Berlin/New York 1972.
- (8) 代表的な著作として Petra Wilhelmy-Dollinger, *Der Berliner Salon im 19. Jahrhundert(1780-1914)*, Berlin/New York 1989 をあげたい。本書のピーパーマン題として、*Die Berliner Salons. Mit kulturhistorischen Spaziergängen*, Berlin/New York 2000 があり、このピーパーマン版には英訳版もある(ピーパー・ヴァルクルーニードリング「ベルリンサロン」(鎌谷他訳) 鹿嶋社、二〇〇三年)。
- (9) パールマンとスカルパの著作の他に、代表的な著作として次のものをあげたい。Arnulf Siebenecker, *Offizianten und Ononiers. Sozialgeschichte der königlichen Porzellan-Manufaktur und der königlichen Gesundheitsgeschir-Manufaktur in Berlin 1763-1880*, Berlin/New York 2002; Nadja Stulz-Hernstadt, *Berliner Bürgerturn im 18. und 19. Jahrhundert. Unternehmenskarrieren und Migration/Familien und Verkehrskreise in der Hauptstadt Brandenburg-Preußens/Die Ältesten der Korporation der Kaufmannschaft zu Berlin*, Berlin/New York 2002.
- (10) Ludovica Scarpa, *Gemeinwohl und lokale Macht. Honoratioren*

- und Armenwessen in der Berliner Luisenstadt im 19. Jahrhundert, München/New Providence/London/Paris 1995; Manfred Pahlmann, *Anfänge des städtischen Parlamentarismus in Deutschland. Die Wahlen zur Berliner Stathorordnungsversammlung unter der Preussischen Städteordnung von 1808*, Berlin 1997.
- (11) Lothar Gall, Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft". Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: *Historische Zeitschrift*, Bd.220, 1975.
- (12) 都市条例研究はやの歴史を整理するに過ぎず。――九世紀以来の伝統があるが、誰かへは権を授けず、誰かへは権を授けず。――これは都市条例の源「神話」化をなかつた。最近の二つの論文のなかから。Ralf Pröve, "Civismus" und "Spielbürgertum". Die Preussische Städteordnung von 1808 und stadtrepublikanische Traditionen in Brandenburg, in: W. Neugebauer und R. Pröve (Hg.), *Agrarische Verfassung und politische Struktur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte Preußens 1700-1918*, Berlin 1998; Karin Friedrich, The Development of the Prussian Town, 1720-1815, in: Philip G. Dwyer, *The Rise of Prussia 1700-1830*, 2000.
- (13) 一九世紀前半のベルリンの行政機構について Paul Clauswitz, *Die Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin. Festschrift zur hundertjährigen Gedächtnisfeier der Einführung der Städteordnung*, Berlin 1908 124頁。
- (14) Pahlmann, a.a.O., S. 122.
- (15) Richard Dietrich, Von der Residenzstadt zur Weltstadt, in: *Das Hauptstadtproblem in der Geschichte. Festschrift zum 90. Geburtstag Friedrich Meinekes*, Tübingen 1952.
- (16) Clauswitz, a.a.O.
- (17) Dietrich, Von der Residenzstadt; Richard Dietrich, *Verfassung und Verwaltung*, in: Herzfeld (Hg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968; Ders., *Berlins Weg zur Industrie- und Handelsstadt*, in: ders. (Hg.), *Berlin. Zehn Kapitel seiner Geschichte*, Berlin/New York 1981.
- (18) エントランス・マンの整理について Andreas Kaiser, *Stadtgeschichte Berlins als wissenschaftliche Disziplin*. Paul Clauswitz und der Beginn einer selbstständigen Berlin-Geschichtsschreibung, in: Paul Clauswitz, *Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin*, Berlin/Heidelberg/New York/Tokyo 1986 (Reprint) 巻頭。
- (19) Clauswitz, a.a.O., S. 104f.; S. 213.
- (20) Clauswitz, a.a.O., S. 142f.
- (21) 42-44頁 Dietrich, *Verfassung und Verwaltung*, S. 214 巻頭。
- (22) Ernst Kaeber, *Die Oberbürgermeister Berlins seit der Steinschen Städteordnung*, in: *Jahrbuch für die Geschichte Berlins*, 2, 1952; Gerhard Kutzsch, *Berlins Bürgermeister 1808 bis 1933*. Die "Zweiten Männer der Stadt", in: *Der Bär von Berlin*, 25, 1976; Konrad Ketting, *Gemeinsinn und Mitverantwortung*. Beiträge zur Geschichte der Berliner

- Stadtvorordnetenversammlung, zugleich eine Würdigung des Stadtvorordnetenvertreters Heinrich Kochhann, in: *ebenda*, 12, 1963; ders., Der Professor als Parlamentarier. Clemens August Karl Klenze als Mitglied der Berliner Stadtvorordnetenversammlung in den Jahren 1833-1838, in: *ebenda*, 13, 1965; Jürgen Wetzel, Julius Berends (1817-1891). Ein Kämpfer für Demokratie und soziale Gerechtigkeit, in: *ebenda*, 87, 1978; Wolfgang Ribbe (Hg.), *Stadtoberhäupter. Biographien Berliner Bürgermeister im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1992.
- (23) Heinrich Eduard Kochhann, *Tagebücher*, hrsg. v. Albert Kochhann, Teil 1-5, Berlin 1905-1908.
- (24) Stefi Wenzel, *Jüdische Bürger und kommunale Selbstverwaltung in preussischen Städten 1808-1848*, Berlin 1967.
- (25) Hartmut Kaeble, Kommunalverwaltung und Unternehmer in Berlin während der frühen Industrialisierung, in: Otto Büsch (Hg.), *Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industrialisierung vornehmlich im Wirtschaftsraum Berlin/Brandenburg*, Berlin 1971.
- (26) Heinrich Eduard Kochhann, *Mitteilungen aus den Jahren 1839-1848*, Berlin 1906, S. 2-7; S. 16.
- (27) *Ebenda*, S. 36-38.
- (28) Scarpa, *a.a.O.*
- (29) 川越修『ヘルリン 王都の近代——初期工業化・一八四八
年革命』ミネルヴァ書房、一九八八年、二三頁および八五頁。
- (30) Pahlmann, *a.a.O.*
- (31) 本稿ではとくに詳しくふれなかったが、本書のもともとの意義は、現在の自治体レベルの議員選挙とは様相の異なる、一九世紀前半の市議会議員選挙のあり方が具体的に解明されるところにある。
- (32) Scarpa, *a.a.O.*
- (33) *Ebenda*, S. 358.
- (34) この団体については拙稿「ドイツ三月革命前後の労働諸階級福祉中央協会」『史料』七三—七四、一九九〇年参照。
- (35) 同論文、四六一—五〇頁。
- (36) 当時の教育委員会の構成については、毎年発行されていた *Nachweisung der mit der hiesigen Stadt-Armen-Plage unmittelbar beschäftigten Personen nebst Wohnungsanzeige derselben und einigen besondern Verwaltungs-Notizen* にわたるが、筆者が入手しえていたのは一九世紀前半についてのもので、一部にすぎない。当時の協会でも構成員が具体的にわかるのは、労働諸階級福祉中央協会やヘルリン共同建築組合などわずかである。職業団体については Stulz-Hermsdorf, *a.a.O.* が「商人組合」に関する重要な研究である。